

美里町地域公共交通計画の策定

令和6年7月

美里町地域公共交通活性化協議会

1 本会議（美里町地域公共交通活性化協議会）について

- 本会議（美里町地域公共交通活性化協議会）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（第6条）にもとづき設置される会議であり、美里町における地域公共交通のあり方の検討や、地域公共交通サービスの持続的な確保を推進するための会議です。
- 美里町における地域公共交通のあり方を示した計画が、地域公共交通計画であり、令和6年度、7年度の2カ年で同計画を策定します。

地域公共交通とは

地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関（活性化再生法第2条）

地域公共交通検討の基本方針

地域のニーズや課題は多種多様であることから、**地域の関係者が地域公共交通について総合的に検討**し、当該地域にとって最適かつ持続可能な公共交通のあり方について合意形成を図り、**合意に基づき各主体が責任を持って地域公共交通の運送サービスの持続可能な提供の確保を推進**することが重要

地域公共交通活性化協議会（本会議）において地域公共交通のあり方を検討し、持続的なサービス提供を推進

本会議の構成員

- ・美里町（主宰者）
- ・公共交通事業者
- ・道路管理者
- ・交通管理者
- ・公共交通利用者
- ・有識者

本会議での主な議論

議論①地域公共交通の将来について

⇒地域公共交通計画の作成

議論②コミュニティバス・デマンド型交通等の運行について

議論③地域公共交通の利用促進について

- なお、地域公共交通計画は、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」として役割を果たす計画であり、令和2年度の法改正において創設されました。
- 地域公共交通計画では、バスやタクシーといった既存の公共交通に加え、必要に応じて自家用有償旅客運送やスクールバス、福祉運送、病院・商業施設・宿泊施設・企業などの送迎サービス等の地域な多様な輸送資源を活用することで、持続可能な地域旅客運送サービスの提供を求めています。



図-1.地域旅客運送サービスのイメージ

出典：地域公共交通計画等の作成と運用の手引き(R5.10 国土交通省)

2 美里町における公共交通に関する計画策定状況

- 美里町では、平成 28 年度（2016 年度）に、本町における地域公共交通に関するマスタープランである「美里町地域公共交通網形成計画」（以下、網計画という）を策定しました。翌平成 29 年度（2017 年度）には、「美里町地域公共交通再編実施計画(任意版)」（以下、再編計画という）を策定し、同計画にもとづき、美里バスの導入が進められました。
- 網計画では『町民の生活』『交流』『まちの活力』を支える利用しやすい公共交通』を将来像に、地区拠点の設定、各公共交通機関・路線の位置づけが整理されました。

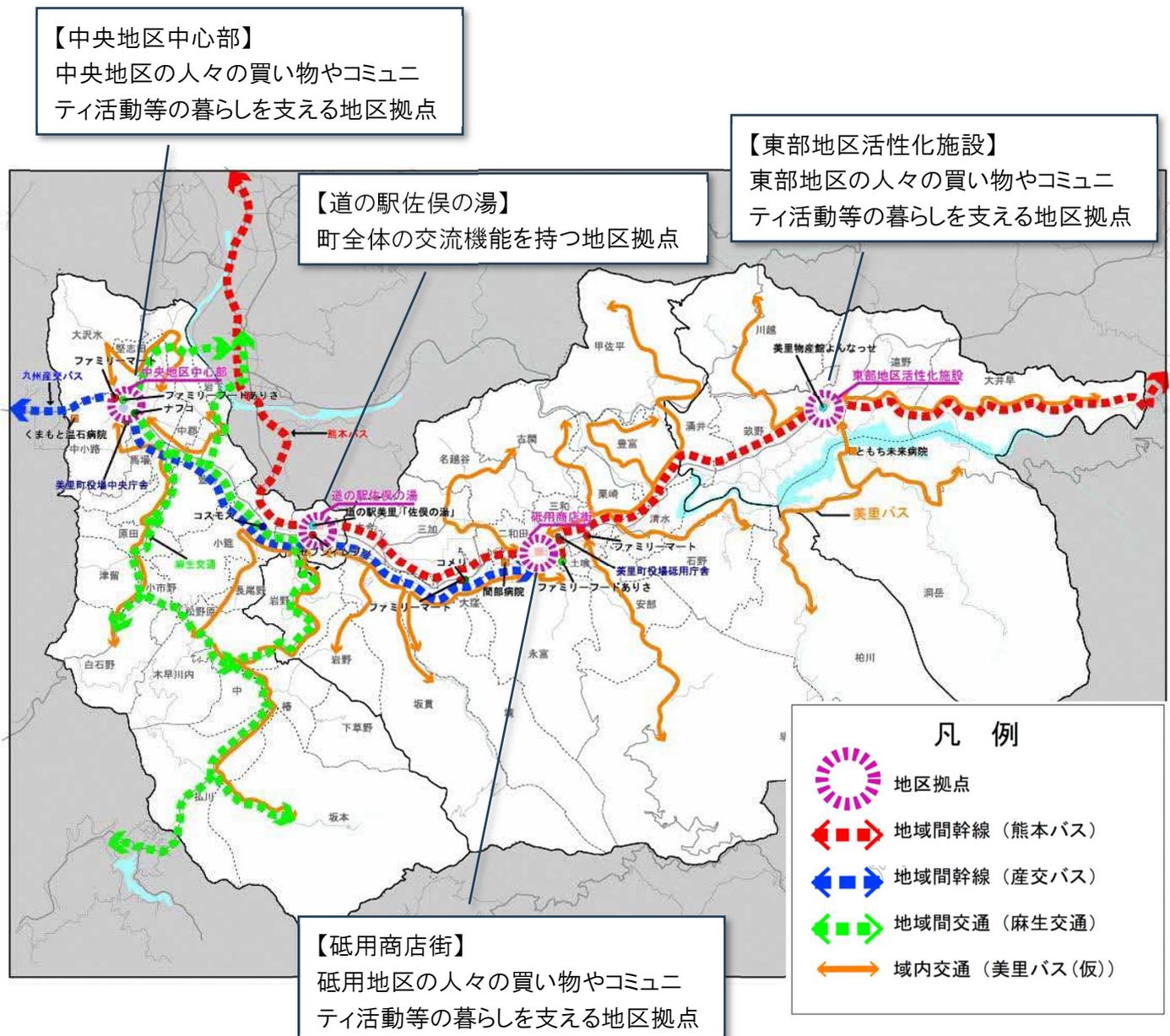


図-2.網計画における美里町公共交通ネットワークの将来イメージ

● 網計画に基づき策定された再編計画では、「町内交通ネットワークの再編」、「町外交通ネットワークの再編」、「拠点の設定と機能強化」、「利用環境の改善」、「利用促進・意識啓発」の5つの取組を有機的に組み合わせて再編を行っていくことで、包括的な課題の解消を目指しています。

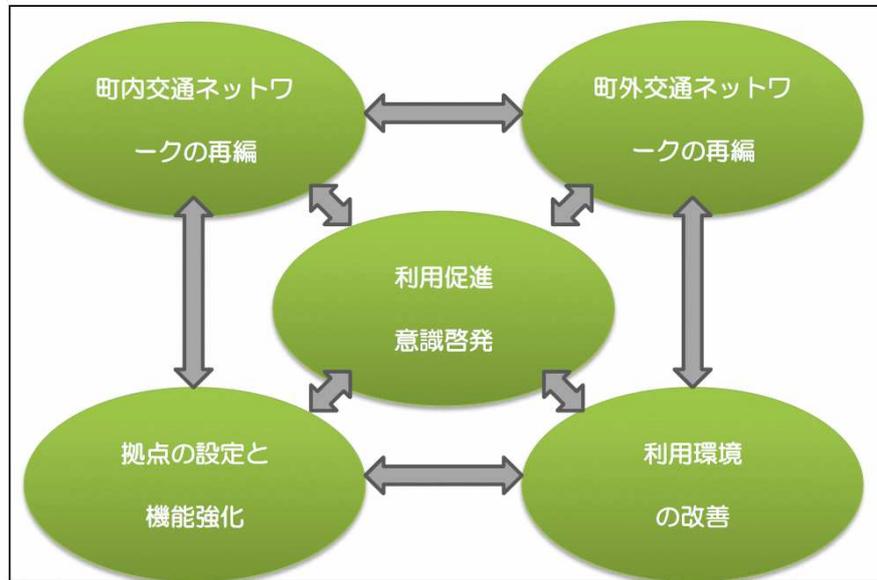


図-3.再編計画における取組検討イメージ

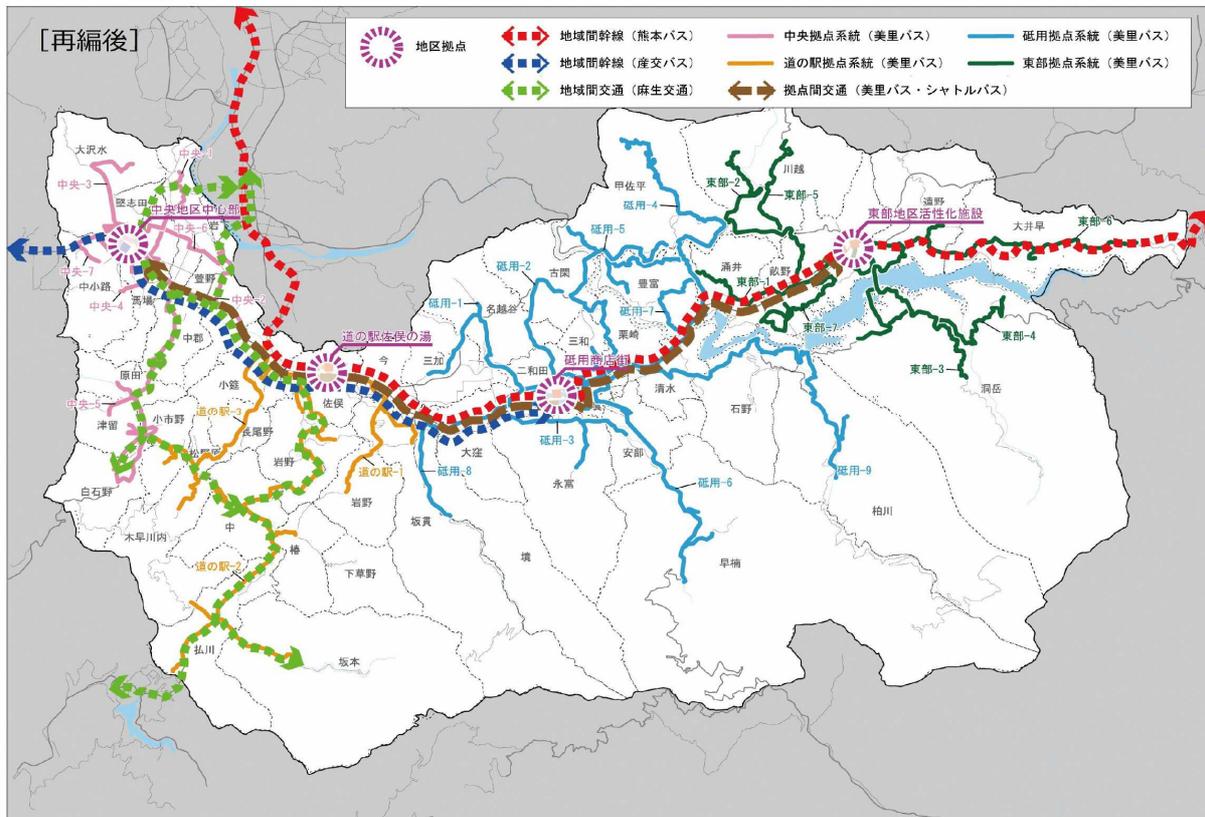


図-4.再編後のネットワークイメージ

- 網計画では、7つの目標と9つの施策が示されており、地域公共交通計画の策定とあわせて、今年度、網計画の目標達成状況、施策の実施状況の整理を行います。

目標1：日常生活を支え、まちに活力を与える拠点の形成

実施施策

- ① 地区拠点の設定と機能強化
 - 地区拠点整備

目標2：移動しやすいネットワークの構築

実施施策

- ② 住民のニーズに応じたルート・ダイヤへの見直し
 - 集落と地区拠点間の美里バス（仮）の運行
 - 路線バスの維持・見直し
 - 域内交通と域外交通の円滑なダイヤ接続
 - スクールバス運行の見直し
- ③ バス停留所の待合環境の整備
 - バス停留所の上屋・ベンチの設置
 - 協力施設への待合スペース設置

目標3：わかりやすさ・利用しやすさの向上

実施施策

- ④ 町内公共交通の一元化、公共交通情報の発信
 - 町内公共交通の一元化
 - バス停留所の共同利用、停留所名称の統合
 - 事業者間の情報の共有化
 - 情報発信
- ⑤ 利用しやすいバス・プロジェクト
 - わかりやすい時刻表への改良
 - バスロケーションシステムの導入
 - 低床車両の導入
 - 免許返納者等への優遇方策
 - 商店と連携した利用促進策展開

目標4：公共交通に関する認知度と利用意識の醸成

実施施策

- ⑥ モビリティ・マネジメント*の展開
 - 公共交通マップ&総合時刻表の作成
 - 乗り方教室の開催
 - 高齢者バスハイクの開催

*モビリティ・マネジメント(Mobility Management、略称MM)とは、市民や組織・地域のモビリティ(移動状況)が「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に(=かしく)利用する状態」へと少しずつ変えていくための、コミュニケーション施策を中心とした取り組み。

目標5:観光需要の取り込み

実施施策

⑦観光施設と連携した利用促進策の展開

- 観光交流施設へのバス停移設
- 観光施設ホームページへの掲載やバス企画乗車券発行

目標6:地域で守り育てる意識の醸成・交流空間としての機能の確保

実施施策

⑧マイバス運動の展開

- 町民意見をもとにしたPDCAサイクルの構築
- 趣味の作品の展示やバスのサポーター制度導入
- 接遇の向上

目標7:運行にかかるリソースの確保

実施施策

⑨車両・設備の更新や運転士の確保に向けた支援

- バス車両やバス停留所標識の更新に向けた支援
- 公共交通の人材確保に向けた支援

3 地域公共交通計画策定（網計画改訂）の必要性

- 網計画では、「まちづくり」と「持続可能性の確保」の観点から公共交通に関する課題が整理され、令和4年3月を計画期間に目標と目標達成に向けた施策が示されています。
- また、網計画策定後、同計画の根拠法である「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」は令和2年度と令和5年度の2度改正されており、改正内容を踏まえた見直しが求められます。
- さらには、網計画の施策の実施状況及び目標の達成状況や、網計画策定後の変化や新たな課題を反映して地域公共交通の課題を再整理し、地域公共交通計画を策定する必要があります。

【網計画における課題】

◆まちづくりの観点からの課題

町外との円滑なアクセスの確保/高齢者の生活を支える移動手段の確保/まちの賑わいづくりの支援

◆持続可能性の確保の面からの課題

収入面の強化/経費の削減/公共交通の利用促進・意識啓発

【地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正概要】

令和2年度改正

- ◆自治体における地域公共交通計画策定の努力義務化
- ◆地域公共交通計画と補助制度の連動化
- ◆地域のまちづくり・観光振興等の地域戦略との一体性の確保
- ◆多様な輸送資源を活用した輸送資源の総動員
- ◆MaaS等新たな技術を活用した利用者の利便性向上

令和5年度改正

- ◆地域の関係者の共創による利便性・持続可能性・生産性の向上に向けた地域公共交通ネットワークの再構築(リ・デザイン)
- ◆地域交通の再構築に関する仕組みの拡充

【網計画の施策の実施状況及び目標達成状況】

【網計画策定後の変化・新たな課題】

- ◆人口構成や産業構造の変化
- ◆公共交通の再編と利用状況の変化
- ◆美里バスの利用促進 等

上記の変化を踏まえ課題を再整理し、新たな課題に対応するための地域公共交通計画を策定

4 地域公共交通計画について

4.1 地域公共交通計画策定のメリット

●地域公共交通計画を策定することで、①地域公共交通政策の「憲法」、②まちづくり施策や観光施策との連携と協働の強化、③関係者間の連携と協働の強化、④交通機関同士の役割分担の明確化と連携強化、⑤地域における公共交通施策の継続性の5つのメリットが期待されます。

メリット①地域公共交通政策の「憲法」

地域公共交通計画は、「自分たちの地域ではこのような考え方で公共交通ネットワークを整備します」という宣言文です。

メリット②まちづくり施策や観光施策との連携と協働の強化

地域交通がきっかけとなり様々な分野の計画推進につながる取組に発展させることにつながります。

メリット③関係者間の連携と協働の強化、

法定会議を設置して、協議・意見交換・合意のもとに計画策定を進めることができます。

メリット④交通機関同士の役割分担の明確化と連携強化

地域内で運行を行う交通事業の連携を促進させ、効率的な地域旅客運送サービスの充実化につなげるための計画として位置付けています。

メリット⑤地域における公共交通施策の継続性

多様な関係者との協議を経て作成された原則5年間の地域公共交通計画が定められていることで、政策の継続性が確保されます。

出典：地域公共交通計画等の作成と運用の手引き(R5.10 国土交通省)

4.2 地域公共交通計画の構成

- 地域公共交通計画は、大きく地域や公共交通の現状や課題に関する項目と、基本方針や目標、施策等を示す計画の本編で構成されます。
- なお、地域公共交通計画等の作成と運用の手引きでは、はじめに加え、8つの章構成での構成例が示されています。

【地域公共交通計画の構成例】

はじめに

- ・計画作成の趣旨及び位置付け
- ・計画の区域
- ・計画の期間

1. 地域の現状等

- ・地勢・地理
- ・社会状況・経済状況

2. 上位・関連計画の整理

- ・総合計画
- ・都市計画マスタープラン
- ・立地適正化計画
- ・観光圏整備計画
- ・その他の関連計画

3. 地域旅客運送サービスの現状等

- ・地域旅客運送サービスの整備状況
- ・地域旅客運送サービスの利用状況、利用者の意向等

4. 地域旅客運送サービスの役割と課題整理

- ・地域旅客運送サービスの役割
- ・地域旅客運送サービスの課題整理

5. 基本的な方針

6. 計画の目標

7. 目標達成のための施策・事業、資金調達計画、関係者相互間の連携

8. 計画の達成状況の評価

参考資料

- ・法定協議会の構成員・開催状況
- ・地域の現状、地域旅客運送サービスの現状等の詳細整理結果の紹介
- ・目標・数値指標・目標値設定の根拠 等

出典：地域公共交通計画等の作成と運用の手引き(R5.10 国土交通省)

5 地域公共交通計画策定に向けた調査・検討

5.1 計画策定の流れ

- 地域公共交通計画は、以下のフローにしたがい、本協議会での議論を通じて策定していきます。
- 今年度は、公共交通体系の現状分析、町民ニーズの把握調査を行い、住民参画のもと美里町の地域公共交通の問題点・課題を整理します。

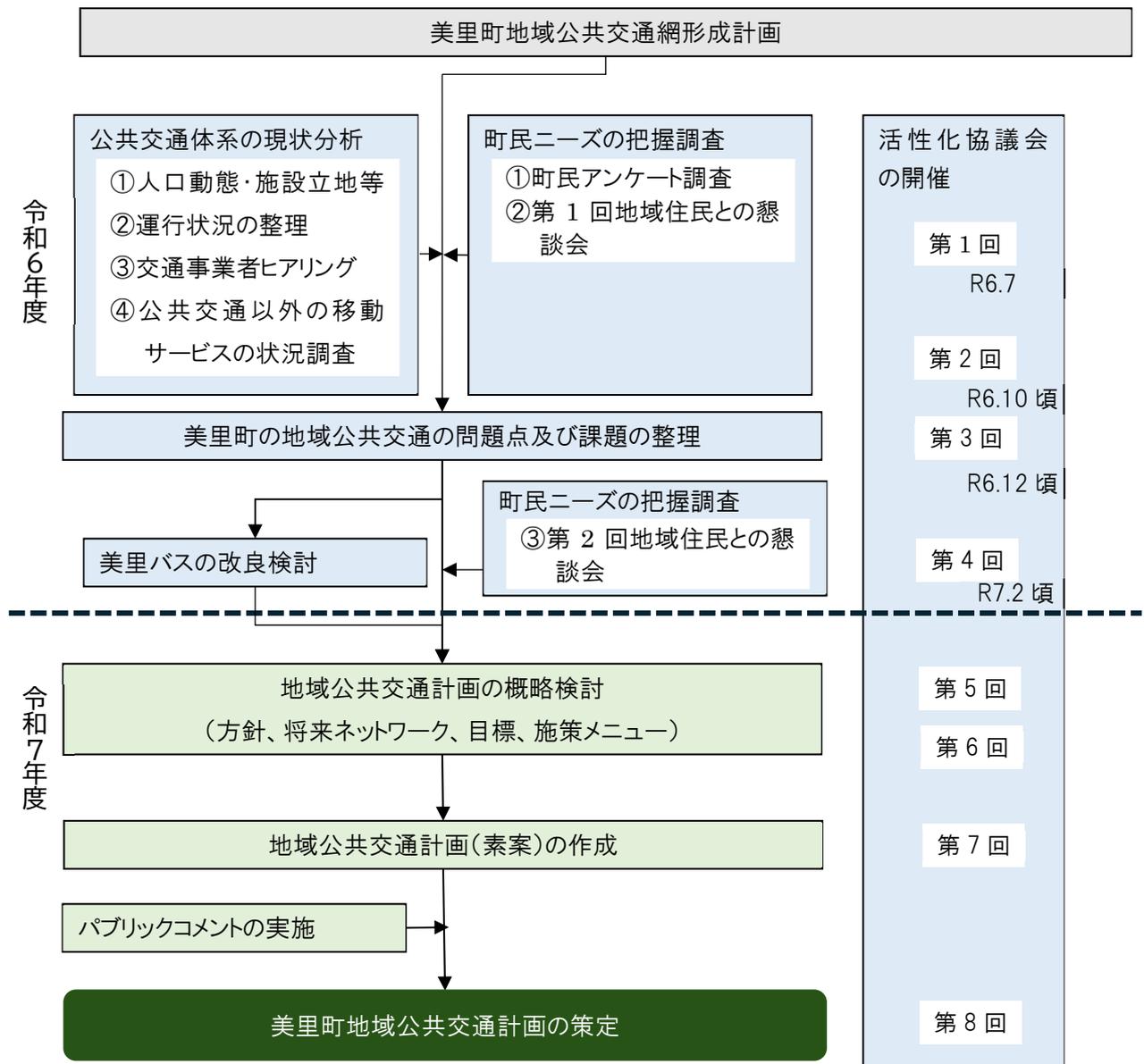


図-5.地域公共交通計画の策定フロー

5.2 調査等の実施概要

(1) 交通事業者ヒアリング

- 路線バス事業者に対してヒアリングを実施し、定量的なデータからは把握できない利用者の特性や公共交通利用者の不満や改善要望、今後の路線バス維持の課題等を把握します。
- 美里町コミュニティバス運行事業者（町内タクシー事業者）に対しては、利用者の特性や不満、改善要望、美里町コミュニティバス事業スキームの課題等を把握するとともに、今後の町内の公共交通の方針について意見交換を行います。
- タクシー事業者に対しては、利用者の特性や今後のタクシー維持の課題等を把握します。

表 1.交通事業者ヒアリングの概要

項目	概要		
	路線バス	美里町コミュニティバス	タクシー
対象	産交バス、熊本バス、麻生交通	楠本タクシー、第一タクシー、麻生交通	楠本タクシー、第一タクシー、麻生交通
調査方法	直接訪問による聞き取り方式（1事業者あたり1時間程度）		
把握項目	<ul style="list-style-type: none"> ・利用特性（属性、時間帯、OD、利用目的など） ・利用者からの不満や改善要望 ・今後の路線バス維持の課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用特性（属性、時間帯、OD、利用目的など） ・利用者からの不満や改善要望 ・今後の町内の公共交通の方針 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用特性（属性、時間帯、OD、利用目的など） ・利用者からの不満や改善要望 ・今後のタクシー維持の課題
調査時期	令和6年8月		

(2) 公共交通以外の移動サービスの状況調査

- 路線バスやコミュニティバス、タクシー以外の旅客輸送サービス等について、サービス概要や利用状況などを町所有の資料を基に整理します。

表 2.公共交通以外の移動サービスの状況調査

項目	概要	主な活用データ
地域の輸送資源	病院・福祉施設、冠婚葬祭施設、宿泊施設、習い事等の送迎サービス実施状況	町所有資料

(3) 町民アンケート

- 町民の日常生活における移動特性、生活様式、公共交通に対する意向等を把握することを目的に、アンケート調査を実施します。
- なお、町民アンケートでは、網形成計画の目標達成状況を把握するために、「本運行情報等がネックとなって利用を敬遠している人の割合」、「公共交通のわかりにくさがネックとなって利用を敬遠している人の割合」、「公共交通利用率」について最新値を計測します。

表 3.町民アンケートの概要

項目	概要		
対象	美里町民 1,000 人（18 歳以上を対象） ※対象者は行政区別に住民基本台帳から無作為抽出でサンプリングします。		
調査方法	郵送配布/郵送回収		
把握項目	項目		
	属性	年齢、性別、職業、居住地	➤ クロス集計等の基礎情報
		免許保有状況	➤ 交通弱者等の把握
		スマートフォン保有状況	➤ 公共交通の情報提供や利用方法などの検討資料として活用
	移動実態	目的別外出先、外出頻度、交通手段など	➤ 外出目的別の OD 分析 ➤ 公共交通の利用状況（必要性の確認）
	生活様式	テレワーク、宅配、ネットショッピング等の利用状況	➤ 移動を伴わない、勤務や買い物などの実態を把握
意向	町の公共交通施策等への評価、満足度	➤ 公共交通の必要性、ニーズの内容、行政に対する要望等を分析し、行政の取り組む施策の優先度の判断材料に活用。	
調査時期	令和 6 年 8 月（集計・分析は 9 月を想定）		

(4) 地域住民との懇談会

- 地域住民の移動に対するニーズの詳細事項、美里バスについての改善要望、持続可能な交通体系構築に向けた住民参画への意向などを把握するために、住民懇談会を2回開催します。

表 4 地域住民との懇談会

項目	概要
対象	中央地区、西砥用地区、東砥用地区 計3地区 ※参加者は、町より行政区長等を通じて参加を呼び掛けることを想定。
開催方法	各地区の公民館等での集会
議題(案)	第1回：令和6年11月 ・美里バスを中心とした町内の公共交通の現状の共有 ・参加者の普段の移動状況と困りごと ・普段の移動における行政への要望、期待する交通サービス 第2回：令和7年1月 ・移動に対する支援策や交通サービスの紹介 ・今後の交通サービスについての意見交換 ・持続可能な交通体系に向けた協働体制についての意見交換